

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	市税徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、市税徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税徴収事務
②事務の概要	住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務（業務）で取り扱う。 【徴収事務の概要】 ・市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の4税を税目ごとに徴収する。 ・納税通知書（4月固定資産税、5月軽自動車税、6月市県民税、7月国民健康保険税）を送付する。 ・税目ごとの納期は、市県民税4期（6月、8月、10月及び翌年1月）、固定資産税4期（4月、7月、12月及び翌年2月）、軽自動車税1期（5月）、国民健康保険税8期（7月から翌年2月まで） ・その後に税額更正などがあれば、その都度変更通知を送付する。 ・口座振替依頼に対し、随時口座登録を行う。 ・振替は、納期限日に行い、残高不足等により振替不能となった場合は、翌月15日に再振替を行う。 ・未納者に対して督促状を作成し、発送する。 ・収入日ごとに収入金を収納システムに消し込む。 ・税額更正や誤納などの事由により、過誤納が発生した場合は、充当又は還付処理を行い、通知書を送付する。 ・還付については、月半ばに取りまとめ、還付データを作成して翌月5日に還付する。 ・還付口座を保有していない納税者に、還付口座申請書を送付する。 ・市県民税及び国民健康保険税の年金特別徴収においても、過誤納が発生した場合は、同様に充当及び還付処理を行い、通知書を送付する。 ・送付先が不明な場合は、各種調査事務を行う。
③システムの名称	・税収納システム ・宛名管理システム ・税証明

2. 特定個人情報ファイル名

市税徴収事務特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 別表省令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会時には市民課長の申請承認を経て、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報の記載がある申請書の保管や廃棄等については、複数人で確認のうえ取り扱っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・税務課の執務室内への入室は、税務課職員のみとしており、関係者以外の立ち入りを禁止している。 ・システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証によって限定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鳥越 知証	税務課長 梅原 学	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠]	(空欄)	事後	
平成28年10月17日	表紙 評価書名	市税徴収事務(集合徴収) 基礎項目評価書	市税徴収事務 基礎項目評価書	事後	
平成28年10月17日	表紙 個人情報プライバシー等の権利利益の保護の宣言	南砺市は、市税徴収事務(集合徴収)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(以下省略)	南砺市は、市税徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(以下省略)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和5年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 【税務証明事務】 ・各種税務証明を発行する。 ・税務証明は、所得・課税証明、固定資産証明、納税証明、営業証明等がある。 ・利用目的によって証明書の記載内容が異なる。 (所得・課税証明:8種類、固定資産の証明:9種類、納税証明:5種類、営業証明:1種類) ・税務証明は、窓口申請のほか郵送申請も受け付ける。 ・別途、軽自動車の継続車検用納税証明を該当者(5月31日までの納期限に口座振替で納付のあった納税者)に郵送する。	(前略) 【税務証明事務】 ・各種税務証明を発行する。 ・税務証明は、所得・課税証明、固定資産証明、納税証明、営業証明等がある。 ・利用目的によって証明書の記載内容が異なる。 ・別途、軽自動車の継続車検用納税証明を該当者(5月31日の納期限に口座振替で納付のあった二輪車(250cc超え)の納税者)に郵送する。	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月12日	I 3. 法律上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 別表省令第16条	事後	
令和7年9月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(空欄)	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(空欄)	新規追加	事後	様式変更による追加